

会議名 令和3年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称	手数料適正化検討委員会	
事務局（担当課）	政策経営部財政課	
開催日時	令和3年5月17日	
開催場所	新型コロナウイルスの影響により書面開催	
議 題	1 令和3年度手数料適正化検討委員会について 2 手数料改定意向調査結果について 3 豊島区手数料条例の改正について	
公開の 可否	会 議	非公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部公開とする。
出席者	委 員	政策経営部長（委員長）、区民部長（副委員長）、企画課長、財政課長、行政経営課長、総合窓口課長、生活衛生課長、建築審査担当課長、土木管理課長
	事務局	財政課1名
会議次第	(1) 新型コロナウイルスの影響により書面開催 (2) 質疑については、後日、申出を依頼	

◎ 会議の概要等

下記の議題について、各委員に資料を送り、疑義等について申出を依頼した。

1 令和3年度手数料適正化検討委員会について

令和3年4月1日付人事異動に伴い、令和3年度委員名簿を送付する。

2 手数料改定意向調査結果について

4月に実施した手数料の改定意向調査結果について

⇒意向調査実施段階では、改正予定案件なし

3 豊島区手数料条例の改正について

(1) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項の規定に基づく個人番号カードの再交付に係る手数料（総合窓口課）

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月12日に可決され、制定されることに伴い、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が手数料を徴収できる規定が新設された。個別法により手数料徴収の根拠が整備されたため、個人番号カードの通知カードの再交付業務に係る手数料を廃止する。

会議の結果	・申出を依頼したが質疑が特になかったため、提示された豊島区立手数料条例の改正等について、手数料適正化検討委員会で承認したものとする。
提出された資料等	・手数料適正化検討委員会 委員名簿 ・手数料適正化検討委員会設置要綱 ・豊島区手数料条例改正 新旧対照表【総合窓口課】 ・豊島区手数料条例の一部を改正する条例について【総合窓口課】
その他	なし